住宅防火推進宣言

本県における火災による死者数はこの１０年間、平均１５名以上で推移しており、令和７年中は２１名が亡くなられるなど、毎年多くの尊い命が失われています。

亡くなられた方の半数以上が高齢者であり、高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されています。

高齢者をはじめとした地域住民の安全・安心を確保するため、関係者のみならず県民の一人ひとりが、今一度、火災の恐ろしさを深く認識し、防火防災の精神を常に心掛けることで、火災による被害を克服できると確信しています。

平成２１年６月１日には消防法に基づく住宅用火災警報器の設置の義務付けが県下一斉に施行され、さまざまな取組みを行っております。

家庭の防火防災を預かる私たちは、愛する家族等の命を守るため、行政との連携を図りながら地域一丸となって住宅用火災警報器の設置促進をはじめとし、各自主防災組織と協力して住宅防火防災対策を積極的に推進することを宣言します。

令和８年６月８日

長崎県女性防火防災クラブ連絡協議会